

豊岡市建設工事等における最低制限価格等の算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊岡市が発注する建設工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）第11条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格、調査基準価格及び調査最低制限価格（以下「最低制限価格等」という。）を設定する場合の算定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 次の各号いずれかに該当する案件は、最低制限価格制度の対象とし、最低制限価格を設定するものとする。

- (1) 設計金額が1億5,000万円未満の建設工事
- (2) 解体工事
- (3) 次のいずれかに該当する業務（以下「測量・建設コンサルタント等業務」という。）
 - ア 測量業務
 - イ 建築関係の建設コンサルタント業務
 - ウ 土木関係の建設コンサルタント業務
 - エ 地質調査業務
 - オ 補償関係コンサルタント業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に最低制限価格制度の適用が必要と認められるもの

2 次の各号いずれかに該当する案件は、低入札価格調査制度の対象とし、調査基準価格及び調査最低制限価格を設定するものとする。

- (1) 設計金額が1億5,000万円以上の建設工事（解体工事を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に低入札価格調査制度の適用が必要と認められるもの

(最低制限価格等の算定方法)

第3条 建設工事に係る最低制限価格等は、次の当該各号アからエの合計額（設計金額が3,000万円未満の場合にあっては1万円未満の端数を切り捨てた額とし、設計金額が3,000万円以上の場合にあっては10万円未満の端数を切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該各号における直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、別表左欄に掲げる工事種別に応じ、予定価格算出基礎額（設計金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいう。以下同じ。）を、同表に基づき区分した額とする。

- (1) 最低制限価格
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）

(2) 調査基準価格

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）

(3) 調査最低制限価格

- ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
- イ 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）

- 2 前項の規定にかかわらず、解体工事に係る最低制限価格は、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額（設計金額が3,000万円未満の場合にあっては1万円未満の端数を切り上げた額とし、設計金額が3,000万円以上の場合にあっては10万円未満の端数を切り上げた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定により算出した最低制限価格等が、予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数を切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額を、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数を切り上げた額とする。）に100分の110を乗じて得た額を、最低制限価格等とする。
- 4 測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格は、予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額（設計金額が3,000万円未満の場合にあっては1万円未満の端数を切り捨てた額とし、設計金額が3,000万円以上の場合にあっては10万円未満の端数を切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、特別なものについては、適宜の金額を設定することができるものとする。ただし、建設工事にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内において設定するものとする。

（その他）

第4条 この算定基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が豊岡市入札参加者審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成21年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の適用の日の前日までに、廃止前の豊岡市建設工事最低制限価格算定方法（平成20年12月5日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

(豊岡市測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格算定基準の廃止)

- 2 豊岡市測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格算定基準は廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の日以前に公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施工期日)

- 1 この基準は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日以前に公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施工期日)

- 1 この基準は令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日以前に公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

工事種別 \ 費目		< 直接工事費 >（注1）	< 共通仮設費 >	< 現場管理費 >	< 一般管理費等 >
(1) 一般土木工事等 （以下に該当しない工事）		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事積算基準によるもの	(2) 鋼橋製作に係る 工場製作及び架設工事	直接工事費（工場製作）＋ 直接工事費（架設）	間接労務費＋ 共通仮設費	工場管理費＋ 現場管理費	一般管理費等
	(3) 機械設備工事	直接製作費＋ 直接工事費	間接労務費＋ 共通仮設費	工場管理費＋ 現場管理費＋ 据付間接費＋ 設計技術費	一般管理費等
	(4) 電気通信設備工事 （一般工事）	直接製作費＋ 直接工事費 ※直接製作費＝機器単体費×0.6	間接労務費＋ 共通仮設費 ※間接労務費＝機器単体費×0.1	工場管理費＋ 現場管理費＋機器間接費 ※工場管理費＝機器単体費×0.2	一般管理費等（機器単体費）＋ 一般管理費等（工事費） ※一般管理費等（機器単体費） ＝機器単体費×0.1
	(5) 電気通信設備工事 （鉄塔・反射板工事）	工場塗装費＋材料費＋製作費＋ 直接工事費（架設） ※材料費＋製作費＝鉄塔製作費×0.6	間接労務費＋ 共通仮設費 ※間接労務費＝鉄塔製作費×0.3	工場管理費＋ 現場管理費 ※工場管理費＝鉄塔製作費×0.1	一般管理費等
	(6) 建築工事 （電気設備工事及び機械 設備工事を含む）	直接工事費×0.9	共通仮設費	直接工事費×0.1＋ 現場管理費	一般管理費等
建築工事積算基準によるもの	(7) 昇降機設備工事その他の 製造部門を持つ専門 工事業者を対象とした 工事	直接工事費×0.8	共通仮設費	直接工事費×0.2＋ 現場管理費	一般管理費等
	(8) 上下水道施設に係る 機械設備及び電気設備工事	機器費×0.6＋ 直接工事費	機器費×0.1＋ 共通仮設費	機器費×0.2＋ 現場管理費＋ 据付間接費＋ 設計技術費	機器費×0.1＋ 一般管理費等

注1 工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合にあつては、< 直接工事費 > から当該スクラップ控除額を減じるものとする。